

美浜町における土 壌 汚 染 について

日本郵政株式会社（東京都千代田区）が、知多郡美浜町内の旧かんぽの宿知多美浜において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

なお、当該地は既に汚染土壌の掘削除去を実施済みです。

1 報告内容

（１）報告者

日本郵政株式会社

（２）報告年月日

2025 年 11 月 21 日（金）

（３）汚染が判明した土地の所在地

知多郡美浜町大字奥田字砂原 39 番 108 の一部

（４）報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
ほう素及び その化合物	1.7mg/L (1.7 倍) ^{注 1}	1 mg/L 以下	0～0.5m	1 / 212

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

（６）当該地の現在の状況

当該地の汚染土壌は、全て掘削除去されています。

2 事業者の連絡先

日本郵政株式会社

住所：東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

電話：03-3477-0202（担当：櫻井）

3 調査対象地の概要

(1) 面積

17,086.09 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1977 年から 2022 年まで日本郵政株式会社の宿泊施設として利用され、温泉水を使用していました。

温泉水には、ほう素及びその化合物が含まれていました。



※ 背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で 15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gと言われています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)